

亀岡市学校給食基本計画

令和7年1月

亀岡市教育委員会

目 次

| | |
|--|-----------|
| 1. はじめに | 1 |
| 2. 基礎情報の整理 | 2 |
| 2.1. 対象校の整理..... | 2 |
| 2.2. 関連法例及び基準..... | 3 |
| 2.2.1. 学校給食法について（昭和 29 年 6 月 3 日 法律第 160 号）..... | 3 |
| 2.2.2. 学校給食実施基準について（平成 21 年 4 月 1 日全部改正施行）..... | 4 |
| 2.2.3. 学校給食の区分と内容について..... | 4 |
| 2.2.4. 学校給食実施方式について..... | 4 |
| 2.2.5. 学校給食衛生管理基準について..... | 4 |
| 2.2.6. 学校給食に関する栄養教諭等の配置基準について..... | 5 |
| 2.2.7. 学校給食施設について..... | 5 |
| 2.2.8. 食育基本法について..... | 6 |
| 2.2.9. 中学生に必要な栄養価、喫食量について..... | 7 |
| 2.3. 補助金等の適用の有無..... | 8 |
| 2.3.1. 交付金の趣旨..... | 8 |
| 2.3.2. 交付金対象経費及び配分基礎額の算定方法（新築、増築）..... | 8 |
| 2.3.3. 交付金対象経費及び配分基礎額の算定方法（改築）..... | 9 |
| 2.3.4. 交付金対象額の算定方法..... | 11 |
| 2.4. 中学校給食の現状..... | 12 |
| 2.4.1. 全国及び京都府の中学校給食の実施状況..... | 12 |
| 2.4.2. 京都府の完全給食の実施状況..... | 12 |
| 2.4.3. 市の中学校給食の現状..... | 13 |
| 2.5. 食缶方式について..... | 14 |
| 3. 中学校給食実施方式の検討の流れ | 15 |
| 4. 前提条件の整理 | 16 |
| 4.1. 計画食数の設定..... | 16 |
| 4.2. 適用可能性のある学校給食実施方式..... | 17 |
| 5. 中学校給食の基本的な方向性の設定 | 18 |
| 5.1. 基本方針 1：完全給食、全員給食の実現..... | 18 |
| 5.2. 基本方針 2：安全で安心な学校給食の提供..... | 18 |
| 5.3. 基本方針 3：栄養バランスの優れた魅力的な学校給食..... | 18 |
| 5.4. 基本方針 4：持続可能な学校給食の提供..... | 19 |
| 5.5. 基本方針 5：食育・地産地消の推進..... | 19 |

| | |
|---|-----------|
| 6. 現学校給食センターの取り扱い | 20 |
| 6.1. 施設の老朽化..... | 20 |
| 6.2. 中学校給食への対応..... | 20 |
| 6.3. 現学校給食センターの取り扱い..... | 20 |
| 7. 現地調査 | 21 |
| 7.1. 現地調査の目的..... | 21 |
| 7.2. 調査期間及び調査項目..... | 21 |
| 7.2.1. 調査期間..... | 21 |
| 7.2.2. 調査項目..... | 21 |
| 7.3. 学校給食施設の配置検討のための規模設定..... | 21 |
| 7.4. 現地調査結果及び学校給食実施方式の検討結果..... | 22 |
| 7.4.1. 検討ステップ1（自校調理方式の検討）..... | 22 |
| 7.4.2. 検討ステップ2（親子調理方式の検討）..... | 22 |
| 7.5. 小・中学校の現状の給食搬入の確認..... | 23 |
| 8. 中学校給食実施方式の組み合わせ案の作成 | 24 |
| 8.1. A案：自校調理方式＋センター方式（給食調理室新設＋中学校給食センター新設＋既存小学校給食センター改修）..... | 24 |
| 8.2. センター方式..... | 24 |
| 8.2.1. B案：センター方式①（中学校給食センター新設＋既存小学校給食センター改修）..... | 24 |
| 8.2.2. C案：センター方式②（小中学校給食センター新設）..... | 25 |
| 8.2.3. D案：センター方式③（中学校給食センター新設＋小学校給食センター新設）..... | 26 |
| 8.3. 組み合わせ案のイメージ..... | 26 |
| 9. 定量的評価、定性的評価 | 27 |
| 9.1. 定量的評価..... | 27 |
| 9.1.1. 自校調理方式..... | 27 |
| 9.1.2. センター方式..... | 29 |
| 9.1.3. 概算事業費のまとめ..... | 35 |
| 9.2. 定性的評価..... | 36 |
| 10. 事業スケジュール（案） | 38 |
| 11. まとめ（組み合わせ案における評価） | 39 |

1. はじめに

亀岡市（以下「市」という。）の小中学校における昼食については、小学校では自校給食から亀岡市立学校給食センターで調理した学校給食へ順次移行し（昭和 54 年 10 校開始、平成 11 年全 18 校開始）、中学校においては、家庭からの弁当を基本としていたが、令和元年から弁当を用意できない時のために「中学校選択制デリバリー弁当」を導入した。

中学校における各家庭の弁当は、生徒一人ひとりの成長や健康状態に合わせて用意され、食を通じた家庭内のコミュニケーションにもつながるなど、食育に大きな効果が認められる。しかし、核家族や共働き世帯、ひとり親世帯の増加など社会経済環境の変化等に伴い弁当の準備が困難な家庭が増える中、子育て支援の観点から、全国的に中学校での完全給食が実施されている。こうした中、「食育基本法」や「学校給食法」などの法の内容を重んじ、食育と子育て支援の観点から、生徒の健全育成を資する中学校給食の実現及び現給食センターの老朽化という課題を解決し、学校給食の果たす役割やその教育効果を十分に発揮し、安全で安心な給食を安定して提供継続するため、基本的な方針を定めた。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 安定的・持続的に給食を提供します2 安心・安全な給食を提供します3 食の正しい知識と食習慣を身につける食育と地産地消を推進します4 地域や学校施設の特性を活かし、小・中学校給食の安定供給を視野に入れたセンター方式を含め、様々な方式を検討し、中学校完全給食の早期実現を推進します |
|---|

本基本計画は、前述の 4 つの考え方に基づき、中学校における完全給食の導入に向け、市の現状を踏まえた各給食実施方式の実現可能性や経費について、学校現場の調査、専門的な試算、及び学校教育現場での課題分析等の実施結果を取りまとめており、市にとって最適な学校給食実施方式の選定に係る基礎資料となるものである。

引用：「亀岡市立学校給食基本方針」（令和 6 年 3 月 19 日 亀岡市教育委員会会議決定）

2. 基礎情報の整理

2.1. 対象校の整理

新たな中学校給食の対象校は中学校 5 校、義務教育学校後期 1 校の全 6 校である。

ただし、既にセンター方式による給食を実施している小学校 14 校及び義務教育学校前期 1 校についても、学校給食センターの老朽化の課題を抱えていることから対象校として取り扱う。

なお、今後自校調理方式による給食の実施が予定されている義務教育学校（育親学園）については、対象外とする。

表 2-1 基本計画対象校一覧表

| No. | 学校名 | 住所 | 用途地域 |
|---------|-----------|------------------------|-----------------|
| ■中学校 | | | |
| 1 | 亀岡中学校 | 亀岡市内丸町 13 | 第一種住居地域 |
| 2 | 南桑中学校 | 亀岡市蕪田野町太田丸橋 1 | 市街化調整区域 |
| 3 | 東輝中学校 | 亀岡市篠町広田 3 丁目 28-1 | 第一種低層住居専用地域 |
| 4 | 大成中学校 | 亀岡市大井町土田 1 丁目 5-7 | 第一種住居地域 |
| 5 | 詳徳中学校 | 亀岡市篠町柏原中又 7 | 市街化調整区域 |
| ■義務教育学校 | | | |
| 1 | 亀岡川東学園 | 亀岡市馬路町溝ノ上 14-4 | 市街化調整区域 |
| ■小学校 | | | |
| 1 | 亀岡小学校 | 亀岡市内丸町 15 | 第一種住居地域 |
| 2 | 安詳小学校 | 亀岡市篠町篠中北裏 68 | 第一種住居地域 |
| 3 | 東別院小学校 | 亀岡市東別院町東掛岩脇 9 | 都市計画区域外 |
| 4 | 西別院小学校 | 亀岡市西別院町柚原佃 24 | 都市計画区域外 |
| 5 | 曾我部小学校 | 亀岡市曾我部町南条中荒水代 1 | 市街化調整区域 |
| 6 | 吉川小学校 | 亀岡市吉川町穴川平田 17 | 市街化調整区域 |
| 7 | 蕪田野小学校 | 亀岡市蕪田野町佐伯源ノ坊 18 | 市街化調整区域 |
| 8 | 大井小学校 | 亀岡市大井町並河 1 丁目 3-1 | 第一種住居地域、近隣商業地域 |
| 9 | 千代川小学校 | 亀岡市千代川町北ノ庄国主ヶ森 21 | 市街化調整区域 |
| 10 | 保津小学校 | 亀岡市保津町構ノ内 20 | 市街化調整区域 |
| 11 | つつじヶ丘小学校 | 亀岡市西つつじヶ丘霧島台 1 丁目 1 | 第一種中高層住居専用地域 |
| 12 | 城西小学校 | 亀岡市余部町前川原 46 | 第一種住居地域、第二種住居地域 |
| 13 | 詳徳小学校 | 亀岡市篠町柏原田中 3-1 | 市街化調整区域 |
| 14 | 南つつじヶ丘小学校 | 亀岡市南つつじヶ丘大葉台 2 丁目 28-1 | 第一種低層住居専用地域 |

2.2. 関連法例及び基準

学校給食に関連する法令及び基準は以下のとおりである。

2.2.1. 学校給食法について（昭和 29 年 6 月 3 日 法律第 160 号）

学校給食法は、昭和 29 年に制定され、学校給食の普及充実に図るために、学校給食の実施に関して必要な事項が定められた。

平成 20 年の改正では、目的規定に「学校における食育の推進」が明確に位置付けられ、学校給食を活用した食に関する指導の実施に関して必要な事項が新たに定められている。

学校給食法（昭和 29 年 6 月 3 日法律第 160 号）（抜粋）

（この法律の目的）

第 1 条 この法律は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もって学校給食の普及充実に及び学校における食育の推進を図ることを目的とする。

（学校給食の目標）

第 2 条 学校給食を実施するに当たっては、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次に掲げる目標が達成されるよう努めなければならない。

- 一 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- 二 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- 三 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- 四 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 六 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。7 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

（義務教育諸学校の設置者の任務）

第 4 条 義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない。

（学校給食実施基準）

第 8 条 文部科学大臣は、児童又は生徒に必要な栄養量その他の学校給食の内容及び学校給食を適切に実施するために必要な事項について維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

（学校給食衛生管理基準）

第 9 条 文部科学大臣は、学校給食の実施に必要な施設及び設備の整備及び管理、調理の過程における衛生管理その他の学校給食の適切な衛生管理を図る上で必要な事項について維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

2 学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者は、学校給食衛生管理基準に照らして適切な衛生管理に努めるものとする。

（経費の負担）

第 11 条 学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。

2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第 16 条に規定する保護者の負担とする。

2.2.2. 学校給食実施基準について（平成 21 年 4 月 1 日全部改正施行）

学校給食実施基準とは、文部科学省が定めている学校給食を適正に実施するための基準である。

| 学校給食実施基準（平成 21 年 3 月 31 日文部科学省告示第 61 号）（抜粋） |
|---|
| （学校給食の実施対象等） <ul style="list-style-type: none">・対象：在学するすべての児童又は生徒に対して実施・回数：年間を通じ、原則として毎週 5 回、授業日の昼食時に実施・栄養内容：栄養内容の基準は、学校給食摂取基準のとおりとする。 |

2.2.3. 学校給食の区分と内容について

学校給食は学校給食法施行規則第 1 条により、以下の 3 種類に分類されている。

| 区分 | 内容 |
|-------|-----------------|
| 完全給食 | パン又は米飯、ミルク及びおかず |
| 補食給食 | ミルク及びおかず等 |
| ミルク給食 | ミルクのみ |

2.2.4. 学校給食実施方式について

学校給食には以下に示す 4 つの方式が存在する。

| 区分 | 内容 |
|---------|--------------------------------|
| 自校調理方式 | 学校内の給食調理室で調理したものを当該校の生徒が喫食する方式 |
| 親子調理方式 | 近隣の学校の給食調理室で調理した給食を配送する方式 |
| デリバリー方式 | 民間事業者の調理施設で調理したものを各校に配送する方式 |
| センター方式 | 給食センターで調理した給食を各校に配送する方式 |

2.2.5. 学校給食衛生管理基準について

学校給食衛生管理基準とは、文部科学省が定めている学校給食の衛生管理を適切に行うための基準であり、学校給食の実施者は、同基準に基づき学校給食施設及び設備、調理の過程、衛生管理体制等について適切な衛生管理に努め、食中毒等の発生を防止することが求められている。なお、本基準は 2.2.4. に示すいずれの実施方式を採用する場合においても遵守しなければならない。

2.2.6. 学校給食に関する栄養教諭等の配置基準について

学校における食育推進の中核的な役割を担っているのが栄養教諭等※であり、国の配置基準（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律）は以下のとおりである。

| 区分 | 配置基準 |
|---------|--|
| 自校調理方式 | 調理場がある学校に下記の基準で配置 ・児童または生徒数 550 人未満の学校：4 校に 1 人 ・児童または生徒数 550 人以上の学校：1 人 |
| 親子調理方式 | 調理場がある親校のみに下記の基準で配置されるが、子校には配置なし ・児童または生徒数 550 人未満の学校：4 校に 1 人 ・児童または生徒数 550 人以上の学校：1 人 |
| デリバリー方式 | 配置なし |
| センター方式 | 給食センターに下記の基準で配置 ・児童または生徒数 1,500 人以下：1 人 ・児童または生徒数 1,501 人～6,000 人：2 人 ・児童または生徒数 6,001 人以上：3 人 |

※ 栄養教諭等とは、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭、栄養教諭並びに学校栄養職員をいう

2.2.7. 学校給食施設について

学校給食施設※は、自校調理方式における給食調理室を除き、原則として工業専用地域、工業地域、準工業地域でなければ建設することができない。これは建築基準法第 48 条における用途地域の指定によるものであり、例外的に建設を計画する場合は、同法 48 条のただし書きの許可を得なくてはならないが、この許可は公益上やむを得ない場合に、利害関係者の出席を求めて公聴会を開催し、建築審査会の同意を得た上で設置の許可を得て行われるもので、限定的に扱われている。

| 区分 | 配置基準 | |
|---------|--|--------|
| | 学校給食施設 | 各校の配膳室 |
| 自校調理方式 | 制限なし | — |
| 親子調理方式 | 親校の調理場は工場扱いとなり、住居系の用途地域では原則、建設できない | 制限なし |
| デリバリー方式 | 原則、工業系の用途地域のみ建設可能であるが、民間業者の調理場から配送されるため、特に影響なし | 制限なし |
| センター方式 | 制限なし | 制限なし |

※ 学校給食実施基準において「学校給食の実施に必要な施設」と定義される

【参考：用途地域】

| | |
|-----|---|
| 住居系 | 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域 |
| 商業系 | 近隣商業地域、商業地域 |
| 工業系 | 準工業地域、工業地域、工業専用地域 |

2.2.8. 食育基本法について

食育基本法は、国民の食生活において、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などを含めた「食」に関する様々な問題への抜本的な対策として、食育を強力に推進するために平成 17 年に制定された法律である。

食育基本法（平成 17 年 6 月 17 日法律第 63 号）（抜粋）

（前文）

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

（子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割）

第 5 条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

（学校、保育所等における食育の推進）

第 20 条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

2.2.9. 中学生に必要な栄養価、喫食量について

学校給食実施基準（文部省告示第 90 号）では、第 4 条において以下に示す「学校給食に供する食物の栄養内容に関する基準」を定めている。

| 区分 | 基準値 | | | |
|----------------------------|---------------------------|----------------|------------------|------------------|
| | 児童（6 歳～7 歳）の場合 | 児童（8 歳～9 歳）の場合 | 児童（10 歳～11 歳）の場合 | 生徒（12 歳～14 歳）の場合 |
| エネルギー（Kcal） | 530 | 650 | 780 | 830 |
| たんぱく質（%） | 学校給食による摂取エネルギー全体の 13%～20% | | | |
| 脂肪（%） | 学校給食による摂取エネルギー全体の 20%～30% | | | |
| ナトリウム（g） （食塩相当量） | 1.5 未満 | 2 未満 | 2 未満 | 2.5 未満 |
| カルシウム（mg） | 290 | 350 | 360 | 450 |
| マグネシウム（mg） | 40 | 50 | 70 | 120 |
| 鉄（mg） | 2 | 3.0 | 3.5 | 4.5 |
| ビタミン A（ μgRAE ） | 160 | 200 | 240 | 300 |
| ビタミン B1（mg） | 0.3 | 0.4 | 0.5 | 0.5 |
| ビタミン B2（mg） | 0.4 | 0.4 | 0.5 | 0.6 |
| ビタミン C（mg） | 20 | 25 | 30 | 35 |
| 食物繊維（g） | 4 以上 | 4.5 以上 | 5 以上 | 7 以上 |

出典：学校給食実施基準別表（第四条関係令和 3 年 2 月 12 日改訂版）

上表より、中学生は小学生に比べ多くのエネルギーを摂取する必要があるといえ、小学校中学年と比較した場合およそ 1.3 倍※の喫食量が必要となることがわかる。

※： $830 \div 650 = 1.27692 \dots \approx 1.3$

上記の「1.3」とは、「献立が同じ場合、中学生の喫食量は小学生の 1.3 倍程度であり、計画食数が同じであっても中学校給食は小学校給食に比べ 1.3 倍の食数分調理する必要がある」といえる

2.3. 補助金等の適用の有無

学校給食施設の整備、再整備等に適用できる補助金には学校施設環境改善交付金が存在する。適用の範囲は学校給食施設の新築、増築、改築によって下表のとおり設定されている。

表 2-2 学校施設環境改善交付金における適用区分の定義

| 区分 | 定義 | 算定割合 |
|----|--|------|
| 新築 | 当該整備前において給食を提供する既存の学校給食施設を有しない学校のために、新たに学校給食施設を整備すること。 | 1/2 |
| 増築 | 既存の学校給食施設に対し、面積を増す整備を行うこと。既存施設を引き続き使用することとしつつ、純粋に増築する場合のほか、例えば、単独校調理場を改築する際に、既存施設に対し、施設規模を大きくして建て直す場合の面積の増加分が含まれる。 | |
| 改築 | 構造上危険な状態にあること等から、当該整備前において給食を提供する既存の学校給食施設を有する学校のために、当該既存施設に代わるものとして改めて学校給食施設を整備すること。(既存施設とは別の敷地に新たな施設を整備するとしても、新たな施設から給食を提供しようとする学校が当該既存施設から給食の提供を受けている場合は、「改築」に当たる。) なお、内部改修は、「改築」には含まれない。 | 1/3 |

2.3.1. 交付金の趣旨

学校給食の普及充実及び安全な学校給食の実施を図るため、公立の義務教育諸学校における学校給食施設（炊飯給食施設を含む）の整備に要する経費の一部を国庫補助し、その促進を図ることを目的としている。

2.3.2. 交付金対象経費及び配分基礎額の算定方法（新築、増築）

(1) 交付対象経費

義務教育諸学校における学校給食の開設に必要な施設設備（ドライシステムによるものに限る。以下同じ。）及び学校給食の改善充実に必要な施設設備の新築又は増築に要する経費（財政力指数 0.5 未満のへき地の学校にあつては改修に要する経費を含む。）

(2) 配分基礎額の算定方法

- ① 単独校調理場（一の義務教育諸学校の学校給食の実施に必要な施設。ただし、互いに敷地が隣接しない複数の校舎を有する一の義務教育諸学校の学校給食を実施するための施設を除き、同一の又は隣接する敷地内にある同一の設置者が設置する二以上の義務教育諸学校のみを学校給食を実施するための施設を含む。以下同じ。）

(ア) 調理場本体整備

運用細目に定める児童又は生徒の数（以下「児童生徒数」という。）及び施設の区分に応じ別に定める面積（学校給食施設として使用できると認められる既設の施設があるときは、当該面積から当該施設の面積を控除した面積）に 1 平方メートル当たりの建築単価（毎年、文部科学省が構造別・都道府県別に定める単価）を乗じた額。

(イ) 附帯設備整備（原則、本体調理施設整備と併せて実施する場合のみ。）

児童生徒数及び施設の区分に応じ、別に定める額を限度として文部科学大臣が定める額。
※算定割合の特例(当該市町村の財政力指数に応じて、算定割合を下記のとおりとする。)

| 財政力指数 | 算定割合 |
|---------------|--------------|
| 0.2 未満 | 新增築事業：2/3 |
| 0.2 以上 0.4 未満 | 新增築事業：5.5/10 |
| 0.4 以上 0.5 未満 | 新增築事業：5.5/10 |

② 共同調理場（二以上の義務教育諸学校の学校給食の実施に必要な施設。ただし、同一の又は隣接する敷地内にある同一の設置者が設置する二以上の義務教育諸学校のみ为学校給食を実施するための施設を除き、互いに敷地が隣接しない複数の校舎を有する一の義務教育諸学校の学校給食を実施するための施設を含む。以下同じ。）

(ア) 調理場本体整備

単独校調理場と同じ

(イ) 附帯設備整備（原則、本体調理施設整備と併せて実施する場合のみ。）

単独調理場と同じ

※算定割合の特例（へき地の学校を含む共同調理場にあつては $(1/2 \times N1 + R \times N2) / N$ とする）

N：当該共同調理場から給食の提供を受けるすべての児童生徒数

N1：当該共同調理場から給食の提供を受ける学校の児童生徒のうち、へき地の学校以外の学校の児童生徒数

N2：当該共同調理場から給食の提供を受ける学校の児童生徒のうち、へき地の学校の児童生徒数

R：上記「算定割合の特例」の数値

2.3.3. 交付金対象経費及び配分基礎額の算定方法（改築）

(1) 交付対象経費

義務教育諸学校における学校給食の実施に必要な施設設備及び学校給食の改善充実に必要な施設設備で構造上危険な状態にあるものの改築、小規模共同調理場を統合して適性規模にするため及び給食を提供する学校数若しくは児童生徒数の増加に伴い施設が狭隘であるための施設の改築又は保健衛生上、機能上、構造上及び学校管理運営上不適切と文部科学大臣が認めるものの改築（都道府県により自主的な市町村の合併の推進に関する構想に位置づけられた構想対象市町村又は平成21年3月末までに合併の申請を行い平成22年3月末までに合併した市町村であり、かつ、「市町村建設計画」に共同調理場の整備について明記されたものにあつては、市町村合併による既設共同調理場の統合等による改築（以下「既設共同調理場統合改築」という。）を含む。）に要する経費。

(2) 配分基礎額の算定方法

① 単独校調理場

(ア) 調理場本体整備

新築、増築の場合と同じ

(イ) 附帯施設整備

新築、増築の場合と同じ（※原則、本体調理施設整備と併せて実施する場合のみ。以下、附帯施設整備について同じ取り扱い）

※算定割合の特例(当該市町村の財政力指数に応じて、算定割合を下記のとおりとする。)

- ◆財政力指数が 1.00 を超える都道府県又は指定都市にあつては $1/3 \times 1 /$ （財政力指数）
- ◆当該市町村の財政力指数に応じて、算定割合を下記のとおりとする。

| 財政力指数 | 算定割合 |
|---------------|-------------|
| 0.2 未満 | 改築事業：5.5/10 |
| 0.2 以上 0.4 未満 | 改築事業：5.5/10 |
| 0.4 以上 0.5 未満 | 改築事業：1/2 |

② 共同調理場

(ア) 調理場本体整備

新築、増築の場合と同じ

(イ) 附帯施設整備

新築、増築の場合と同じ

※算定割合の特例（へき地の学校を含む共同調理場にあつては $(1/3 \times N1 + R \times N2) / N$ とする）

N：当該共同調理場から給食の提供を受けるすべての児童生徒数

N1：当該共同調理場から給食の提供を受ける学校の児童生徒のうち、へき地の学校以外の学校の児童生徒数

N2：当該共同調理場から給食の提供を受ける学校の児童生徒のうち、へき地の学校の児童生徒数

R：上記「算定割合の特例」の数値

2.3.4. 交付金対象額の算定方法

交付金対象額は学校施設環境改善交付金交付要綱別表 1 より、下表のとおり算定できる。算定割合は、新築、増築の場合 1/2、改築の場合 1/3 であり、配分基礎額は、児童生徒数 1,000 人単位で異なる。

児童生徒数については、「公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目」において、整備を行う年度の 5 月 1 日現在において在学する児童生徒数と規定されている。例えば計画食数が 7,500 食の場合、7,001～8,000 人の配分基礎額の適用が想定される。

表 2-3 交付金算定表（新築の場合）平成 30 年 10 月時点

| 項目 | 単位 | 設定 | 備考 |
|-----------------|------------------|-----------|-----------------------|
| 基準面積（建築） | m ² | 2,802 | 7,001 人～8,000 人の場合 |
| 基準建築単価 | 円/m ² | 378,000 | 令和 6 年度建築単価（共同調理場、鉄骨） |
| 基準建築工事費（A） | 千円 | 1,059,156 | 基準面積×基準建築単価 |
| 附帯施設一般（B） | 千円 | 95,700 | 7,001 人～8,000 人の場合 |
| 厨芥処理機（C） | 千円 | 10,710 | 7,001 人～8,000 人の場合 |
| 自家発電機（D） | 千円 | 4,200 | 2,001 人以上 |
| 排水処理施設（E） | 千円 | 20,000 | 1 施設当たり |
| 基準面積（炊飯給食施設） | m ² | 112 | 7,001 人～8,000 人の場合 |
| 基準建築単価 | 円/m ² | 378,000 | 令和 6 年度建築単価（共同調理場、鉄骨） |
| 炊飯給食施設（F） | 千円 | 42,336 | 基準面積×基準建築単価 |
| 付帯施設（炊飯給食施設）（G） | 千円 | 19,368 | 7,001 人～8,000 人の場合 |
| 基準面積（アレルギー対策室） | m ² | 50 | 7,001 人以上 |
| 基準建築単価 | 円/m ² | 378,000 | 令和 6 年度建築単価（共同調理場、鉄骨） |
| アレルギー対策室（H） | 千円 | 18,900 | 基準面積×基準建築単価 |
| 交付金対象額合計（I） | 千円 | 1,270,370 | (A)～(H) |
| 交付額 | 千円 | 422,057 | (I) × 1/3 |

2.4. 中学校給食の現状

2.4.1. 全国及び京都府の中学校給食の実施状況

全国及び京都府の中学校給食の実施状況は下表のとおりである。全国、京都府ともに、完全給食の実施率は上昇傾向にある。

表 2-4 公立中学校における学校給食実施状況

| 区分 | | 実施率（学校数比） | | | | |
|-------|-------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| | | 平成 26年度 | 平成 28年度 | 平成 30年度 | 令和 3年度 | 令和 5年度 |
| 完全給食 | 全国 | 87.5% | 90.2% | 93.2% | 96.1% | 97.1% |
| | (前年比) | — | +2.7% | +3.0% | +2.9% | +1.0% |
| | 京都府 | 71.6% | 71.8% | 75.5% | 81.3% | 82.4% |
| | (前年比) | — | +0.2% | +3.7% | +5.8% | +1.1% |
| 補食給食 | 全国 | 0.5% | 0.4% | 0.4% | 0.3% | 0.2% |
| | (前年比) | — | -0.1% | -0.0% | -0.1% | -0.1% |
| | 京都府 | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| | (前年比) | — | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| ミルク給食 | 全国 | 5.6% | 4.4% | 2.4% | 1.8% | 1.2% |
| | (前年比) | — | -1.2% | -2.0% | -0.6% | -0.7% |
| | 京都府 | 3.0% | 2.9% | 0.6% | 0.0% | 0.0% |
| | (前年比) | — | -0.0% | -2.3% | -0.6% | 0.0% |

出典：「学校給食実施状況調査結果」（文部科学省発出）

2.4.2. 京都府の完全給食の実施状況

京都府において完全給食を実施している中学校数、及び給食実施方式毎の実施状況は下表のとおりである。令和5年5月1日時点で461校あるうちの374校が完全給食を実施している。

表 2-5 京都府における完全給食実施状況

| 区分 | 実施率（学校数比） | | | | |
|-----------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| | 平成 26年度 | 平成 28年度 | 平成 30年度 | 令和 3年度 | 令和 5年度 |
| 公立中学校総数 | 169校 | 170校 | 163校 | 160校 | 159校 |
| 完全給食を実施している中学校数 | 121校 | 122校 | 123校 | 130校 | 131校 |
| 単独調理場方式 | 12.4% | 12.3% | 13.8% | 10.8% | 14.5% |
| 共同調理場方式 | 28.9% | 27.9% | 27.6% | 30.8% | 30.5% |
| その他調理方式 | 58.7% | 59.8% | 58.5% | 58.5% | 55.0% |

出典：「学校給食実施状況調査結果」（文部科学省発出）

上表のうち、京都府内14市における学校給食実施方式は、次表のとおりである。

表 2-6 京都府内 14 市における学校給食実施方式

| 項目 | 区分 | 該当市 |
|---------|---------|---|
| 完全給食 | 自校調理方式 | 京丹後市、綾部市、宮津市、長岡京市 |
| | 親子調理方式 | 八幡市、長岡京市 |
| | デリバリー方式 | 舞鶴市 |
| | センター方式 | 京丹後市、福知山市、宇治市（予定）、宮津市、城陽市、向日市、京田辺市、南丹市、木津川市 |
| 完全給食未実施 | デリバリー方式 | 亀岡市 |

注 1) 京丹後市及び宮津市は、自校調理方式とセンター方式の併用

注 2) 長岡京市は、自校調理方式と親子調理方式の併用

注 3) 宇治市は、令和 8 年 4 月よりセンター方式により完全給食を実施予定

2.4.3. 市の中学校給食の現状

市では、心身の成長著しい時期にある中学生に望ましい食習慣の育成や自分自身の健康を管理する能力の育成などを目的として、令和元年度から選択制のデリバリー方式（弁当方式）による中学校給食を実施している。

(1) 品目

主食（ごはん・パン）、牛乳、おかず（4 品程度）。汁ものやシチュー、デザートなどがつく日もある。

(2) 献立

献立は文部科学省が定めた「学校給食摂取基準」に基づき、中学生に必要な栄養量を満たすとともに、旬の食材や行事、生徒の嗜好等に配慮して、市の栄養士が作成している。

(3) 衛生管理、適温提供

食中毒防止のため、加熱調理を原則とし、調理・配送の形態に応じて、無理なく衛生的に行えるよう調理方法を考慮した献立としている。また、ごはん・汁物は 65℃以上、おかず・デザートは 10℃以下で保管できる設備としている。

(4) 食育

実際の食事を通じて、健康と食事の関係などが学習できる「生きた教材」となるように、幅広い食材、旬の食材を取り入れ、様々な調理法を用いるなど、豊富な食体験ができるよう、工夫を重ねた献立としている。

(5) 調理業務

委託業者が市の指示書に基づき、自社調理場で調理を行い、出来上がったご飯やおかずをランチボックスに詰めて、中学校の配膳室への配送・容器の回収を行っている。

(6) 食材調達

安全で衛生的な食材の調達について市が指導し、業者が調達している。

(7) 食物アレルギー対応

給食に使用されている食材で、アレルギー表示が義務づけられた特定原材料 8 品目（卵、乳、小麦、落花生、えび、かに、そば、くるみ）及びこれに準ずる 20 品目については、市のホームページや中学校昼食システムにおいて献立表等に掲載している。

2.5. 食缶方式について

現行のデリバリー方式の給食は、献立の内容等について利用者のニーズに応えられるよう改善を重ねてきたが、ランチボックスでの提供のため、「衛生管理上、調理後冷却する必要があることから適温提供が困難である」、「喫食量の調整ができない」等の課題を抱えている。

食缶方式は二重食缶や保冷食缶を活用することにより適温提供が可能である。また、児童・生徒が自ら配膳を行うため、児童・生徒のその日の体調等に合わせ、喫食量の調整を行うことができる利点を有している。

3. 中学校給食実施方式の検討の流れ

市の学校給食の現状を踏まえ、以下の流れで検討を行った。

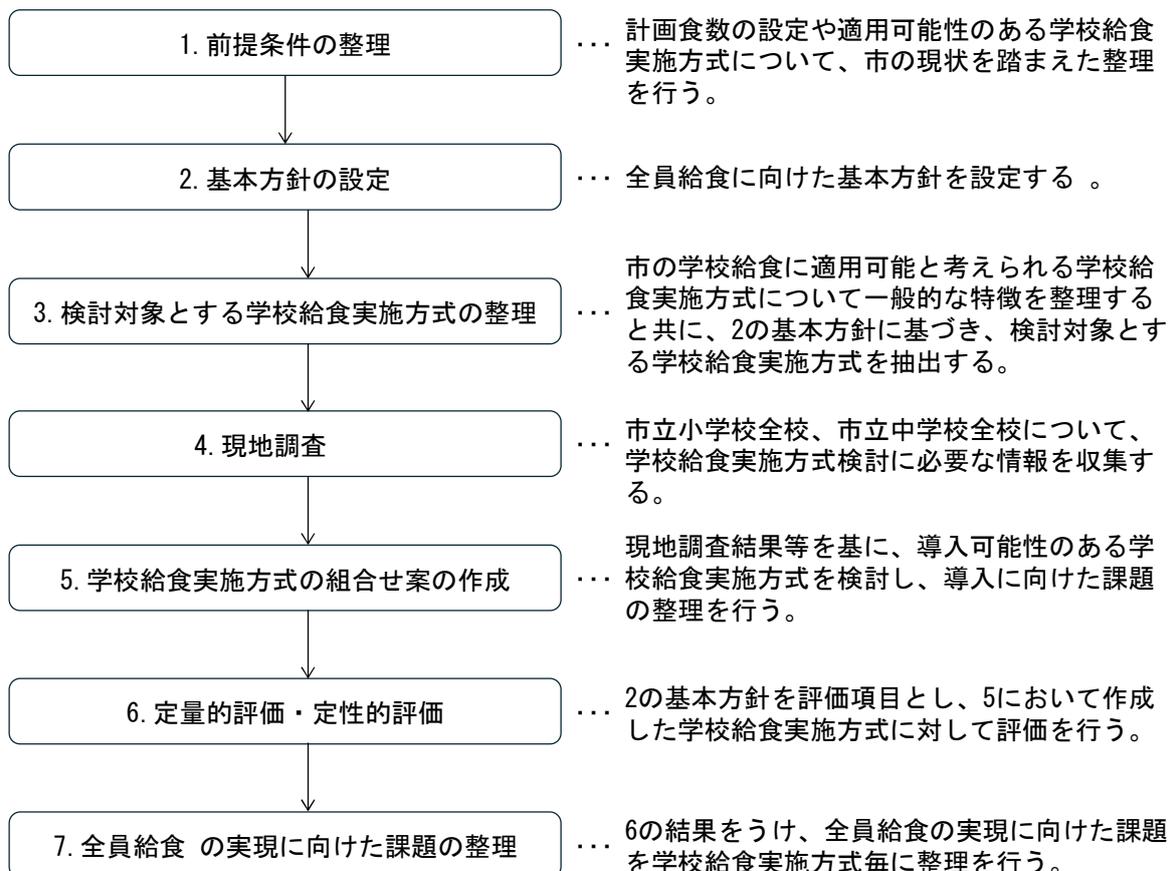


図 3-1 検討の流れ

4. 前提条件の整理

4.1. 計画食数の設定

計画食数は、令和6年度から令和11年度までの児童生徒数の推計値（市作成）より、推計値のうち最大となる児童生徒数を基に、50食単位で設定した。

表 4-1 中学校における計画食数の設定

| 区分 | 校名 | 項目 | 生徒数の推計値（令和、年度） | | | | | | | 職員数 (b) | 食数計 (a+b) | 計画食数 |
|-------------|-------|------|----------------|-----|-----|-----|-----|-----|------------|------------|--------------|------|
| | | | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 最大値 (a) | | | |
| 中学校 (5校) | 亀岡中学校 | 生徒数等 | 591 | 596 | 555 | 510 | 478 | 472 | 596 | 45 | 641 | 650 |
| | | 学級数 | 16 | 16 | 15 | 14 | 14 | 13 | 16 | | | |
| | 南桑中学校 | 生徒数等 | 248 | 241 | 266 | 276 | 282 | 274 | 282 | 29 | 311 | 350 |
| | | 学級数 | 8 | 7 | 8 | 8 | 9 | 9 | 9 | | | |
| | 東輝中学校 | 生徒数等 | 491 | 472 | 418 | 421 | 417 | 412 | 491 | 43 | 534 | 550 |
| | | 学級数 | 13 | 13 | 12 | 12 | 12 | 12 | 13 | | | |
| | 大成中学校 | 生徒数等 | 409 | 383 | 364 | 374 | 374 | 383 | 409 | 30 | 439 | 450 |
| | | 学級数 | 12 | 12 | 11 | 11 | 11 | 12 | 12 | | | |
| | 詳徳中学校 | 生徒数等 | 537 | 547 | 536 | 558 | 545 | 530 | 558 | 37 | 595 | 600 |
| | | 学級数 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | | | |

表 4-2 義務教育学校における計画食数の設定

| 区分 | 校名 | 項目 | 児童生徒数の推計値（令和、年度） | | | | | | | 職員数 (b) | 食数計 (a+b) | 計画食数 | |
|----------------|--------|----|------------------|-----|-----|-----|-----|-----|------------|------------|--------------|------|-----|
| | | | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 最大値 (a) | | | | |
| 義務教育学校 (2校) | 亀岡川東学園 | 前期 | 児童数等 | 182 | 178 | 167 | 152 | 139 | 133 | 182 | 30 | 319 | 350 |
| | | | 学級数 | 7 | 7 | 6 | 6 | 6 | 6 | 7 | | | |
| | | 後期 | 生徒数等 | 87 | 98 | 104 | 107 | 99 | 85 | 107 | | | |
| | | | 学級数 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | | | |
| | | 合計 | 児童数等 | 269 | 276 | 271 | 259 | 238 | 218 | 289 | | | |
| | | | 学級数 | 10 | 10 | 9 | 9 | 9 | 9 | 10 | | | |
| | 育親学園 | 前期 | 児童数等 | 125 | 111 | 109 | 98 | 98 | 83 | 125 | 36 | 237 | 250 |
| | | | 学級数 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | | | |
| | | 後期 | 生徒数等 | 76 | 75 | 68 | 68 | 56 | 63 | 76 | | | |
| | | | 学級数 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | | | |
| | | 合計 | 児童数等 | 201 | 186 | 177 | 166 | 154 | 146 | 201 | | | |
| | | | 学級数 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | | | |

表 4-3 小学校における計画食数の設定

| 区分 | 校名 | 項目 | 児童数の推計値（令和、年度） | | | | | | | 職員数 (b) | 食数計 (a+b) | 計画食数 | | | |
|--------------|-----------|------|----------------|-----|-----|-----|-----|-----|------------|------------|--------------|------|----|-----|-----|
| | | | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 最大値 (a) | | | | | | |
| 小学校 (14校) | 亀岡小学校 | 児童数等 | 477 | 440 | 444 | 453 | 458 | 471 | 477 | 38 | 515 | 550 | | | |
| | | 学級数 | 17 | 17 | 17 | 17 | 18 | 18 | 18 | | | | | | |
| | 安詳小学校 | 児童数等 | 777 | 753 | 701 | 670 | 615 | 561 | 777 | | | | 50 | 827 | 850 |
| | | 学級数 | 24 | 24 | 23 | 22 | 21 | 19 | 24 | | | | | | |
| | 東別院小学校 | 児童数等 | 11 | 11 | 6 | 7 | 4 | 4 | 11 | | | | 11 | 22 | 50 |
| | | 学級数 | 4 | 4 | 3 | 4 | 3 | 3 | 4 | | | | | | |
| | 西別院小学校 | 児童数等 | 21 | 20 | 17 | 11 | 13 | 12 | 21 | | | | 10 | 31 | 50 |
| | | 学級数 | 6 | 6 | 6 | 5 | 5 | 5 | 6 | | | | | | |
| | 曾我部小学校 | 児童数等 | 169 | 182 | 169 | 163 | 155 | 136 | 182 | | | | 14 | 196 | 200 |
| | | 学級数 | 7 | 7 | 6 | 6 | 6 | 6 | 7 | | | | | | |
| | 吉川小学校 | 児童数等 | 42 | 34 | 28 | 32 | 29 | 25 | 42 | | | | 11 | 53 | 100 |
| | | 学級数 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | | | | | | |
| | 菟田野小学校 | 児童数等 | 75 | 72 | 67 | 52 | 50 | 46 | 75 | | | | 18 | 93 | 100 |
| | | 学級数 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | | | | | | |
| | 大井小学校 | 児童数等 | 396 | 396 | 391 | 409 | 424 | 424 | 424 | | | | 27 | 451 | 500 |
| | | 学級数 | 14 | 14 | 13 | 14 | 15 | 15 | 15 | | | | | | |
| | 千代川小学校 | 児童数等 | 569 | 553 | 548 | 526 | 528 | 515 | 569 | | | | 40 | 609 | 650 |
| | | 学級数 | 19 | 19 | 19 | 18 | 18 | 18 | 19 | | | | | | |
| | 保津小学校 | 児童数等 | 47 | 49 | 52 | 54 | 50 | 54 | 54 | | | | 13 | 67 | 100 |
| | | 学級数 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | | | | | | |
| | つつじヶ丘小学校 | 児童数等 | 654 | 662 | 638 | 579 | 535 | 468 | 662 | | | | 46 | 708 | 750 |
| | | 学級数 | 22 | 22 | 21 | 19 | 17 | 15 | 22 | | | | | | |
| | 城西小学校 | 児童数等 | 319 | 314 | 306 | 307 | 292 | 283 | 319 | | | | 23 | 342 | 350 |
| | | 学級数 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | | | | | | |
| | 詳徳小学校 | 児童数等 | 276 | 267 | 251 | 242 | 227 | 224 | 276 | | | | 25 | 301 | 350 |
| | | 学級数 | 11 | 11 | 10 | 10 | 9 | 9 | 11 | | | | | | |
| | 南つつじヶ丘小学校 | 児童数等 | 285 | 267 | 247 | 223 | 199 | 180 | 285 | | | | 25 | 310 | 350 |
| | | 学級数 | 11 | 11 | 10 | 9 | 8 | 7 | 11 | | | | | | |

注) 職員数は、令和6年度の人数

4.2. 適用可能性のある学校給食実施方式

適用可能性のある学校給食実施方式は下表のとおりである。

表 4-4 適用可能性のある学校給食実施方式

| 区分 | 中学校で導入する場合の実施内容 | 現行の適用 |
|---------|---|------------|
| 自校調理方式 | 中学校の敷地内において給食調理室を新築し、給食調理室において調理した給食を当該校の生徒が喫食する方式 | — |
| 親子調理方式 | 中学校の敷地内において共同調理場を新築し、親校で調理した給食を近隣の中学校へ配送する方式 | — |
| デリバリー方式 | 民間事業者の調理施設で調理したものを各校に配送する方式であり、弁当方式と食缶方式とがある（現行は弁当方式） | 中学校全校（選択制） |
| センター方式 | 給食センターで調理した給食を中学校全校に配送する方式 | 小学校全校 |

表 4-4 のうち、自校調理方式及び親子調理方式の適用は、学校給食施設として必要な規模を各学校の敷地内に配置できるかどうかによって制限されることになる。そのため、学校給食施設規模が親子調理方式より小さい自校調理方式の検討を優先的に行うものとする。

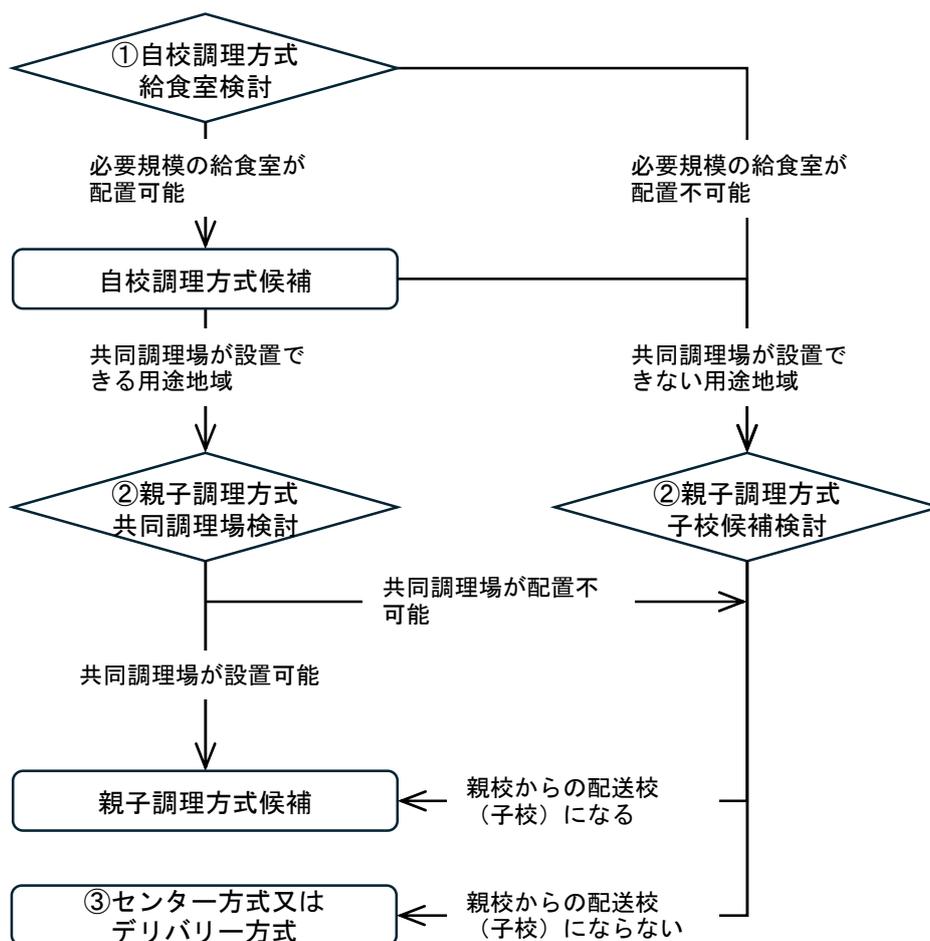


図 4-1 学校給食実施方式の検討フロー

5. 中学校給食の基本的な方向性の設定

食は、子どもたちの心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性を育んでいく基礎となるものである。

学校における食育は、子どもたちが食に関する正しい知識を身につけ、自らの食生活を考え、望ましい食習慣を実践することができることを目指して取り組まれており、それらを効果的に進めるうえで学校給食は重要であるといえる。

そのため、本項では「亀岡市学校給食のあり方について 提言書」の考え方を引き継ぎ、市における「亀岡市立学校給食基本方針」をベースとし、5つの基本的な方向性として設定し、以後の検討において評価項目とする。

5.1. 基本方針 1：完全給食、全員給食の早期実現

新たな中学校給食では全員給食による完全給食を早期に実現する。また、公平性の観点からも、全校一斉導入を目指す。

5.2. 基本方針 2：安全で安心な学校給食の提供

(1) 適切な衛生環境の構築

安全で安心な学校給食を提供するため、「学校給食衛生管理基準（文部科学省発出）」に基づいた衛生管理体制を構築する。また、2時間喫食を遵守し、適切な衛生環境のもと、全員給食を実施する。

(2) 徹底した衛生管理を行える調理・洗浄等業務環境の構築

安全で安心な学校給食を提供するために、徹底した衛生管理を行うことのできる調理・洗浄等業務*環境を構築する。そのため、整備する学校給食施設において、調理従事者は汚染区域、非汚染区域の各作業区域のみで業務に従事することを原則とし、他の作業区域を通ることなく目的の作業区域へ行くことが可能な諸室構成とする。また、食材の流れが衛生管理の程度の高い作業区域から低い区域へと逆戻りしないような施設とする。

※ 調理・洗浄等業務

本書においては学校給食の調理業務、食器等の洗浄業務、親子調理方式等の給食の配送を要する場合の配送業務のことをいう

(3) 食物アレルギー対応

食物アレルギーのある生徒に学校給食を提供できるよう、食物アレルギーに対応するための体制、施設等を整える。

5.3. 基本方針 3：栄養バランスの優れた魅力的な学校給食

(1) 中学生にふさわしい献立

中学生は、心身の成長が著しい時期であり、必要な栄養を適正にバランスよく摂取するとともに、健全な食生活の基礎をつくりあげる必要がある。また、小学生とは必要となる栄養摂取基準が異なることから、中学生にふさわしい独自の献立を実現する。

(2) 健全な食生活の基礎づくり

生徒が将来に向けて、自らの食事を自ら選択し管理していく力を養えるよう、学校給食が健全な食生活の生きた教材となることを目指す。

(3) 適温での提供

献立、食材に適した調理を行い、調理後の食品を適切に温度管理できる食缶類を使用する等、あたたかくて、おいしい学校給食を提供できるよう努める。

5.4. 基本方針 4：持続可能な学校給食の提供

(1) 経済性、合理性

長期にわたり安定的に持続可能な学校給食が提供できるよう、経済性、合理性に配慮し、市にとって最適な学校給食の実現を目指す。

(2) 将来的な生徒数の増減への対応

将来的な生徒数の増減や学校の統廃合へ柔軟に対応できる体制、施設等を整える。

(3) 災害時における早期復旧、地域貢献

災害時においても被害を最小限に抑え、早期復旧を可能にする学校給食施設とする。また、早期復旧により、食材を含む救援物資、情報の中継地点として機能するとともに、周辺地域に炊き出しを提供できる等、地域貢献も可能にする学校給食施設とする。

5.5. 基本方針 5：食育・地産地消の推進

(1) 生きた教材としての学校給食

食育は、生涯にわたり健やかな心と身体を培い、豊かな人間性を育てていく基礎となるものである。そのため、中学校の3年間で、学校給食を生きた教材として活用し、教育活動全体を通じた実践的な食の指導を展開することで、自分の食生活を見直し、自ら改善して、生涯にわたる望ましい食習慣の形成を図るとともに、食事を通してよりよい人間関係を身につけることを目指す。

(2) 地域とつながる学校給食

亀岡市産や京都府産の旬な食材を積極的に取り入れ、素材の良さを引き出した季節感のある献立を提供することにより、地域の自然や文化、産業等への理解を深め、郷土を愛する心を育む。

6. 現学校給食センターの取り扱い

6.1. 施設の老朽化

現学校給食センターは、平成 11 年度に竣工し、25 年を経過しており、以下のような老朽化による施設の不具合がみられ、大規模修繕が必要となっている。

- ・ 施設の地下ピットに蒸気配管されている、不良個所が多く、年に数回蒸気漏れを起こしていて、部分修理で対応している。
- ・ 調理室・洗浄室の床がはがれてきており、保健所から修繕の指導があるものの、大規模な修繕となることから手を付けられていない状態となっている。
- ・ 調理器具・洗浄機器・冷蔵保管庫などは、建設時に入れたままを使用しており、不良個所が出たら部分修理して使用していて、いつ止まってしまうかわからない状態となっている。
- ・ 事務室・更衣室・休憩室のエアコンが故障している状態で、修理中となっている。
- ・ 学校へ配送するコンテナが、車輪が取れたりして、近くの工場で溶接してもらうなどして対応している。

6.2. 中学校給食への対応

現学校給食センターは、小学校 14 校及び義務教育学校前期 2 校に給食を配送しているが、これに中学校給食（約 3,000 食）を加えた場合、以下のような能力の増強が必要となり、現学校給食センターではスペースが不足する。このため、給食停止を伴う施設全体の改修及び増築が必要となる。

<調理能力の増強>

- ・ 機長が約 1.3 倍の連続式焼物機、連続式フライヤーの設置が必要となる。
- ・ 蒸気回転釜の 4 台以上の増設が必要となる。
- ・ 真空冷却機の増設もしくは能力増が必要となる。

<洗浄能力の増強>

- ・ 中学校用の食器のサイズが小学校用と異なるため、新たに食器洗浄ライン増設が必要になる。

<保管能力の増強>

- ・ 食器消毒保管機、食缶消毒保管機の増設が必要となる。
- ・ 食器・食缶の配送コンテナ増加に伴う設置スペースの確保が必要となる。

6.3. 現学校給食センターの取り扱い

以上を踏まえ、中学校を小学校と合わせて現センター増強により給食を提供する場合は、給食停止を伴う施設全体の改修及び増築が必要となることから新たな学校給食センターを整備する必要がある。

7. 現地調査

7.1. 現地調査の目的

現地調査は、中学校において現中学校の施設内に、自校調理方式における給食調理室が設置可能かどうか、小・中学校の現状の給食搬入に問題がないかの現地確認を行うとともに、各学校給食実施方式の導入検討に必要な情報を整理することを目的とした。

7.2. 調査期間及び調査項目

7.2.1. 調査期間

令和6年7月31日～8月6日及び8月20日

7.2.2. 調査項目

調査項目は、以下のとおりである。

(1) 中学校

- ・敷地内の利用状況について
- ・周辺道路について
- ・生徒の動線について
- ・現況の配膳室について
- ・自校方式の給食調理室候補について
- ・親子調理方式の共同調理場候補について（南桑中学校、亀岡川東学園のみ）
- ・センター方式の配膳室候補について
- ・リフトの設置について

(2) 小学校

- ・敷地内の利用状況について
- ・周辺道路について
- ・児童の動線について
- ・現況の配膳室について

7.3. 学校給食施設の配置検討のための規模設定

中学校の敷地内に給食調理室、又は調理場が配置可能かどうかの検討を行うために、計画食数に応じ必要となる学校給食施設の規模を全国事例より以下のとおり設定した。

| 計画食数 | 設定規模 (㎡) | 対象校 |
|------|----------|--------------|
| 350 | 290 | 南桑中学校、亀岡川東学園 |
| 450 | 330 | 大成中学校 |
| 550 | 370 | 東輝中学校 |
| 600 | 390 | 詳徳中学校 |
| 650 | 410 | 亀岡中学校 |

7.4. 現地調査結果及び学校給食実施方式の検討結果

7.4.1. 検討ステップ1（自校調理方式の検討）

| No | 学校名 | 設定食数 (食) | 給食調理室設定 規模 (㎡) | 配置検討 |
|----|--------|-------------|----------------------|--|
| 1 | 亀岡中学校 | 650 | 410 | × |
| 2 | 南桑中学校 | 350 | 290 | △ ・校舎までの配膳ルートが長い。 ・校舎までの配膳ルート(屋根付き通路等) を確保する必要がある。 |
| 3 | 東輝中学校 | 550 | 370 | △ ・校舎までの配膳ルート(屋根付き通路等) を確保する必要がある。 ・給食調理室設置候補地は、部活動で利用 しており、学校と調整が必要である。 ・食材搬入車の校内の動線が長く、かつ車 両動線に舗装が必要である。 |
| 4 | 大成中学校 | 450 | 330 | × |
| 5 | 詳徳中学校 | 600 | 390 | × |
| 6 | 亀岡川東学園 | 350 | 290 | × |

【凡例】○：配置可能

△：配置可能だが課題がある

×：学校敷地内に余裕がない等により配置不可である

上表のとおり、検討ステップ1では、南桑中学校、東輝中学校のみ自校調理方式として成立できる可能性がある結果となった。

そのため、組合せ案は「自校調理方式2校+他の実施方式」について検討を行うものとする。

7.4.2. 検討ステップ2（親子調理方式の検討）

(1) 親校候補中学校

親子調理方式を採用する場合に設置する共同調理場は工場扱いとなるため、都市計画法で定められる用途地域において工業系地域以外の地域に定められている地域では、原則*として設置をすることができない。

※例外的に工業系地域以外に建設を計画する場合は、建築基準法第48条のただし書きの許可を得なくてはならないが、この許可は公益上やむを得ない場合に、利害関係者の出席を求めて公聴会を開催し、建築審査会の同意を得た上で設置の許可を得て行われるもので、限定的に扱われている。

したがって、自校調理方式で給食調理室が配置可能と判断され、かつ、共同調理場が設置可能な用途地域に立地する学校を対象として、学校の敷地内に設置可能な共同調理場規模(最大規模)を検討する。

自校調理方式で給食調理室が配置可能な学校は、南桑中学校と東輝中学校となるが、東輝中学校の立地する用途地域は「第一種低層住居専用地域」であり、共同調理場を設置できないため、親子調理方式の検討から外し、南桑中学校について検討する。

(2) 検討結果

共同調理場は給食調理室と異なり、他の学校へ給食を配送する機能^{*}が必要となることから、同じ施設規模であっても給食調理室に比べて提供食数が一般的に 50%程度減少する。そのため、共同調理場の提供食数は同規模の給食調理室の 50%の提供食数とする。

※コンテナ消毒保管・配送室、配送・回収前室、配送車プラットホーム、配送車用トラックバース等

上記の条件に基づき共同調理場の調理能力を検討すると下表のとおりとなり、他校の給食が調理可能な共同調理場の整備はできないことから、親子調理方式の実現は難しいと考えられる。

| No | 学校名 | 用途地域 | 設定食数 (食) | 設置可能な 共同調理場規模 (㎡) | 共同調理場の 給食調理能力 (食) | 余剰食数 (食) |
|----|-------|-------------|-------------|-------------------------|-------------------------|-------------|
| 2 | 南桑中学校 | 市街化 調整区域 | 350 | 375 | 275 [*] | ▲75 |

※375 ㎡の給食調理室の場合、550 食程度の調理が可能であるが、共同調理場の場合は 550 食の 50%として 275 食となる。

【参考：東輝中学校に共同調理場を設置した場合】

| No | 学校名 | 用途地域 | 設定食数 (食) | 設置可能な 共同調理場規模 (㎡) | 共同調理場の 給食調理能力 (食) | 余剰食数 (食) |
|----|-------|---------------------|-------------|-------------------------|-------------------------|-------------|
| 3 | 東輝中学校 | 第一種低 層住居専 用地域 | 550 | 480 | 425 [*] | ▲125 |

※480 ㎡の給食調理室の場合、850 食程度の調理が可能であるが、共同調理場の場合は 850 食の 50%として 425 食となる。

7.5. 小・中学校の現状の給食搬入の確認

各小中学校に聞き取りを行い、現状の給食搬入に問題がないこと、及び搬入施設整備が可能であることを確認した。

8. 中学校給食実施方式の組み合わせ案の作成

検討ステップ1～2の結果より、検討対象となる中学校給食実施方式は、「自校調理方式+センター方式」、「センター方式」の2案となる。なお、デリバリー方式の給食は、「現時点では実現できる事業者の確保が見込めない」等の課題を抱えているため、組み合わせ案の検討から外した。

また、現在の亀岡市立学校給食センターは市域の北端に位置するが、2時間喫食を遵守していることから、現敷地または新敷地のいずれに新たな給食センターを整備しても2時間喫食の実現は問題ないと考えられる。

本項では各組合せ案について定量的評価、定性的評価の前提条件及び概要について整理を行う。

8.1. A案：自校調理方式+センター方式（給食調理室新設+中学校給食センター新設+既存小学校給食センター改修）

自校調理方式が導入可能な中学校には給食調理室を新設して給食提供、その他の中学校には給食センターを新設して給食提供、小学校には既存の亀岡市立学校給食センター（以下、「既存小学校給食センター」という。）を改修して給食提供をすることを想定した組み合わせを以下、A案とする。A案の概要は、以下のとおりである。

| 項目 | 対象校（提供食数） | 概要 |
|-------------------------------------|---------------|---|
| 自校調理方式（給食調理室新設） （計：845食） | 南桑中学校（311） | 南桑中学校は350（食/日）規模、東輝中学校は550（食/日）規模の給食調理室の整備を行う。 |
| | 東輝中学校（534） | |
| センター方式（中学校給食センター新設） （計：1,746食） | 亀岡中学校（636） | 新敷地※（4,060㎡程度）で2,000（食/日）規模※の給食センターを整備し、給食センターから中学校3校、義務教育学校（後期）1校へ学校給食を配送する。 |
| | 大成中学校（439） | |
| | 詳徳中学校（574） | |
| | 亀岡川東学園・後期（97） | |
| センター方式（既存小学校給食センター改修） （計：4,671食） | 市内全小学校 | 現敷地※で既存小学校給食センターを改修し、現状と同じく市内全小学校へ学校給食を配送する。 |

※一般的にセンターの規模は釜割（500食単位）により決まるため、本組み合わせのセンターの規模を2,000食/日とした。（以下、同じ。）

※新敷地とは、現在の亀岡市立学校給食センターの敷地以外の敷地をいう。

現敷地とは、現在の亀岡市立学校給食センターの敷地という。

8.2. センター方式

8.2.1. B案：センター方式①（中学校給食センター新設+既存小学校給食センター改修）

中学校には給食センターを新設して給食提供、小学校には既存小学校給食センターを改修して給食提供をすることを想定した組み合わせを以下、B案とする。B案の概要は、以下のとおりである。

| 項目 | 対象校（提供食数） | 概要 |
|-----------------------------------|------------|---|
| センター方式（中学校給食センター新設） （計：2,557食） | 亀岡中学校（636） | 新敷地（4,550㎡程度）で3,000（食/日）規模の給食センターを整備し、給食センターから中学校5校、義務教育学校（後期）1校へ学校給食を配送する。 |
| | 南桑中学校（277） | |
| | 東輝中学校（534） | |
| | 大成中学校（439） | |

| 項目 | 対象校（提供食数） | 概要 |
|-------------------------------------|---------------|---|
| | 詳徳中学校（574） | |
| | 亀岡川東学園・後期（97） | |
| センター方式（既存小学校給食センター改修） （計：4,671食） | 市内全小学校 | 現敷地で既存小学校給食センターを改修し、現状と同じく市内全小学校へ学校給食を配送する。 |

8.2.2. C案：センター方式②（小中学校給食センター新設）

中学校及び小学校の両方に給食を提供する給食センター（以下、「小中学校給食センター」という。）を新設することを想定した組み合わせを以下、C案とする。C案の概要は、以下のとおりである。

| 項目 | 対象校（提供食数） | 概要 |
|------------------------------------|----------------|---|
| センター方式（小中学校給食センター新設） （計：7,228食） | 亀岡小学校（515） | 現敷地及び拡張敷地※（拡張面積3,780㎡程度）で7,500（食/日）規模の給食センターを整備し、給食センターから小学校14校、中学校5校、義務教育学校1校へ学校給食を配送する。 |
| | 安詳小学校（827） | |
| | 東別院小学校（22） | |
| | 西別院小学校（31） | |
| | 曾我部小学校（183） | |
| | 吉川小学校（53） | |
| | 蕨田野小学校（93） | |
| | 大井小学校（423） | |
| | 千代川小学校（609） | |
| | 保津小学校（60） | |
| | つつじヶ丘小学校（700） | |
| | 城西小学校（342） | |
| | 詳徳小学校（301） | |
| | 南つつじヶ丘小学校（310） | |
| | 亀岡川東学園・前期（202） | |
| | 亀岡中学校（636） | |
| | 南桑中学校（277） | |
| | 東輝中学校（534） | |
| | 大成中学校（439） | |
| | 詳徳中学校（574） | |
| 亀岡川東学園・後期（97） | | |

※拡張敷地とは、現敷地に施設整備をする場合に新たに確保が必要となる現敷地の隣接地等をいう。

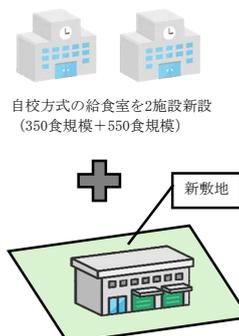
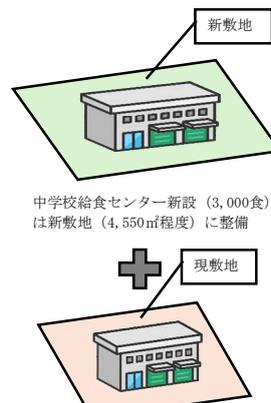
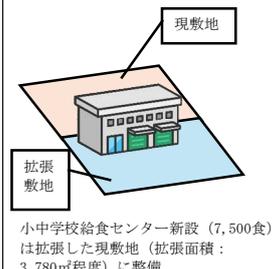
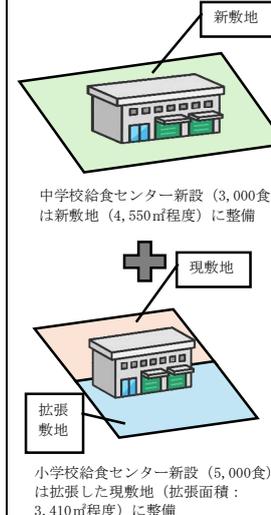
8.2.3. D案：センター方式③（中学校給食センター新設＋小学校給食センター新設）

中学校、小学校とも別個に給食センターを新設して給食提供することを想定した組み合わせを以下、D案とする。D案の概要は、以下のとおりである。

| 項目 | 対象校（提供食数） | 概要 |
|-----------------------------------|----------------|--|
| センター方式（中学校給食センター新設） （計：2,557食） | 亀岡中学校（636） | 新敷地（4,550㎡程度）で3,000（食/日）規模の給食センターを整備し、給食センターから中学校5校、義務教育学校（後期）1校へ学校給食を配送する。 |
| | 南桑中学校（277） | |
| | 東輝中学校（534） | |
| | 大成中学校（439） | |
| | 詳徳中学校（574） | |
| | 亀岡川東学園・後期（97） | |
| センター方式（小学校給食センター新設） （計：4,671食） | 亀岡小学校（515） | 現敷地及び拡張敷地（拡張面積3,410㎡程度）で5,000（食/日）規模の給食センターを整備し、給食センターから小学校14校、義務教育学校1校へ学校給食を配送する。 |
| | 安詳小学校（827） | |
| | 東別院小学校（22） | |
| | 西別院小学校（31） | |
| | 曾我部小学校（183） | |
| | 吉川小学校（53） | |
| | 礪田野小学校（93） | |
| | 大井小学校（423） | |
| | 千代川小学校（609） | |
| | 保津小学校（60） | |
| | つつじヶ丘小学校（700） | |
| | 城西小学校（342） | |
| | 詳徳小学校（301） | |
| | 南つつじヶ丘小学校（310） | |
| 亀岡川東学園・前期（202） | | |

8.3. 組み合わせ案のイメージ

先述したA案からD案のイメージは、以下のとおりとなる。

| 案 | A案（自校調理方式＋センター方式） | B案（センター方式①） | C案（センター方式②） | D案（センター方式③） |
|----|---|--|---|--|
| 概要 |  <p>自校方式の給食室を2施設新設（350食規模＋550食規模）</p> <p>＋ 新敷地</p> <p>中学校給食センター新設（2,000食）は新敷地（4,060㎡程度）に整備</p> <p>＋ 現敷地</p> <p>既存小学校給食センター改修（5,000食）</p> |  <p>新敷地</p> <p>中学校給食センター新設（3,000食）は新敷地（4,550㎡程度）に整備</p> <p>＋ 現敷地</p> <p>既存小学校給食センター改修（5,000食）</p> |  <p>現敷地</p> <p>拡張敷地</p> <p>小中学校給食センター新設（7,500食）は拡張した現敷地（拡張面積：3,780㎡程度）に整備</p> |  <p>新敷地</p> <p>中学校給食センター新設（3,000食）は新敷地（4,550㎡程度）に整備</p> <p>＋ 現敷地</p> <p>拡張敷地</p> <p>小学校給食センター新設（5,000食）は拡張した現敷地（拡張面積：3,410㎡程度）に整備</p> |

9. 定量的評価、定性的評価

9.1. 定量的評価

定量的評価では実施方式毎、必要となる設計費、建設費といったイニシャルコスト、調理業務委託費や建物修繕費といったランニングコストを概算事業費として算出する。算出にあたり、維持管理運営期間はセンター方式の全国の PPP 事例において最も多い事業期間である 15 年間とした。(※費用については税抜きとする)

9.1.1. 自校調理方式

(1) 諸元の設定

自校調理方式では学校敷地内に給食調理室を新設するものとして、設計費、工事監理費、建設費の前提となる数量を設定した。

| 学校名 | 計画食数 (食) | 必要とする給食調理室 の面積 (㎡) |
|-------|-------------|-----------------------|
| 南桑中学校 | 350 | 290 |
| 東輝中学校 | 550 | 370 |
| 小計 | | 660 |

(2) 設計費、工事監理費

設計・監理費は、国土交通省告示第 98 号に定める算出式により、下表のとおり算出した。

| 学校名 | 計画食数 (食) | 必要とする給食調理室 の面積 (㎡) | 設計費、工事監理費 (千円) |
|-------|-------------|-----------------------|-------------------|
| 南桑中学校 | 350 | 290 | 9,406 |
| 東輝中学校 | 550 | 370 | 12,001 |
| 小計 | | 660 | 21,407 |

(3) 建設費

建設費は、近隣地方自治体事例より、自校調理方式を導入した学校給食施設整備に要した建設費の建設単価に近年の上昇率を考慮した単価を設定し、新設する給食調理室の延床面積を乗じることで算出した。

a) 建設単価の設定

近隣地方自治体事例に近年の上昇率を考慮し、建設単価は 944 (千円/㎡) とした。

b) 建設費

建設費は、建設単価：944 (千円/㎡) に新設する給食調理室の面積を乗じることで下表のとおり算出した。

| 学校名 | 計画食数 (食) | 必要とする給食調理室 の面積 (㎡) | 建設費 (千円) |
|-------|-------------|-----------------------|-------------|
| 南桑中学校 | 350 | 290 | 273,760 |
| 東輝中学校 | 550 | 370 | 349,280 |
| 小計 | | 660 | 623,040 |

c) 調理設備機器調達設置費

調理設備機器調達設置費は、調理設備企業の見積を元に設定し、下表のとおり算出した。

| 学校名 | 計画食数 (食) | 調理設備機器調達設置費 (千円) |
|-------|-------------|---------------------|
| 南桑中学校 | 350 | 67,755 |
| 東輝中学校 | 550 | 75,785 |
| 小計 | | 143,540 |

d) 調理備品・食器食缶調達費

調理備品・食器食缶調達費は、調理設備企業の見積を元に設定し、下表のとおり算出した

| 学校名 | 計画食数 (食) | 調理備品・食器食缶調達費 (千円) |
|-------|-------------|----------------------|
| 南桑中学校 | 350 | 9,547 |
| 東輝中学校 | 550 | 13,696 |
| 小計 | | 23,243 |

e) 小荷物昇降機設置費

給食運搬のための小荷物昇降機を各中学校に 1 台設置することを想定し、現地調査に基づき必要費用を積み上げ、下表のとおり算出した。

| 学校名 | 計画食数 (食) | EV 設置費 (千円) |
|-------|-------------|----------------|
| 南桑中学校 | 350 | 50,550 |
| 東輝中学校 | 550 | 50,550 |
| 小計 | | 101,100 |

(4) 運営費

a) 調理・洗浄等業務費

調理・洗浄等業務費は、本検討に合わせて徴収した運営企業の見積りを基に、下表のとおり算出した。

| 学校名 | 計画食数 (食) | 調理・洗浄等業務費 (単年 (千円/年)) | 調理・洗浄等業務費 (15 年 (千円)) |
|-------|-------------|--------------------------|--------------------------|
| 南桑中学校 | 350 | 24,818 | 372,270 |
| 東輝中学校 | 550 | 29,967 | 449,505 |
| 小計 | | 54,785 | 821,775 |

b) 光熱水費

調理・洗浄等業務費は、本検討に合わせて徴収した運営企業の見積りを基に、下表のとおり算出した。

| 学校名 | 計画食数 (食) | 調理・洗浄等業務費 (単年 (千円/年)) | 調理・洗浄等業務費 (15 年 (千円)) |
|-------|-------------|--------------------------|--------------------------|
| 南桑中学校 | 350 | 3,961 | 59,415 |
| 東輝中学校 | 550 | 6,224 | 93,360 |
| 小計 | | 10,185 | 152,775 |

(5) 維持管理費

建物修繕、調理設備修繕・更新、調理備品更新（食器・食缶を含む）を対象とし、先行事例に基づき修繕等費の割合等を設定して、下表のとおり算出した。

| 学校名 | 計画食数 (食) | 費目 | 維持管理費 (単年 (千円/年)) | 維持管理費 (15年 (千円)) |
|-------|-------------|---------|----------------------|---------------------|
| 南桑中学校 | 350 | 建物修繕 | 1,004 | 15,060 |
| | | 調理設備修繕等 | 1,355 | 20,330 |
| | | 調理備品更新 | 1,270 | 19,050 |
| | | 小計 | 3,629 | 54,440 |
| 東輝中学校 | 550 | 建物修繕 | 1,280 | 19,205 |
| | | 調理設備修繕等 | 1,516 | 22,740 |
| | | 調理備品更新 | 1,822 | 27,330 |
| | | 小計 | 4,618 | 69,275 |
| 小計 | | 建物修繕 | 2,284 | 34,265 |
| | | 調理設備修繕等 | 2,871 | 43,070 |
| | | 調理備品更新 | 3,092 | 46,380 |
| | | 小計 | 8,248 | 123,715 |

9.1.2. センター方式

(1) 諸元の設定

センター方式の概算事業費は、「パターン1：新敷地において2,000（食/日）規模の中学校給食センターを整備」、「パターン2：新敷地において3,000（食/日）規模の中学校給食センターを整備」、「パターン3：拡張した亀岡市立学校給食センターの敷地（以下、現在の亀岡市立学校給食センターの敷地を「現敷地」という。）において5000（食/日）規模の小学校給食センターを整備」、「パターン4：拡張した現敷地において7500（食/日）規模の小中学校給食センターを整備」、「パターン5：現敷地において既存小学校給食センター（5,000食/日の提供を想定）を改修」するものの5パターンを算出した。各諸条件は本件に合わせて計画したモデルプランを基に設定、算出している。なおセンター方式の概算事業費には、「建設用地の取得費用」、「建設用地の造成費用（（樹木の伐採、抜根、造成、整地、擁壁建設費用等））を含めないものとし、概算事業費の算出に使用した面積条件は以下のとおりである。

| 項目 | パターン1： 2000食規模 | パターン2： 3000食規模 | パターン3： 5000食規模 | パターン4： 7500食規模 |
|-----------|-------------------|-------------------|--------------------------|--------------------------|
| 種別 | 中学校給食センター | 中学校給食センター | 小学校給食センター | 小中学校給食センター |
| 整備内容 | 新設 | 新設 | 新設 | 新設 |
| 敷地設定 | 新敷地 | 新敷地 | 拡張した現敷地 (拡張面積：3,410㎡) | 拡張した現敷地 (拡張面積：3,780㎡) |
| 敷地面積 (㎡) | 4,060 | 4,550 | 8,320 | 8,690 |
| 1階床面積 (㎡) | 1,490 | 1,800 | 2,360 | 2,610 |
| 2階床面積 (㎡) | 350 | 610 | 670 | 700 |
| 延床面積 (㎡) | 1,840 | 2,410 | 3,030 | 3,310 |
| 外構面積 (㎡) | 2,570 | 2,750 | 5,960 | 6,080 |

| | |
|-----------|-------------------|
| 項目 | パターン5： 5000食規模 |
| 種別 | 既存小学校 給食センター |
| 整備内容 | 改修 |
| 敷地設定 | 現敷地 |
| 敷地面積 (㎡) | 4,910 |
| 1階床面積 (㎡) | 2,360 |
| 2階床面積 (㎡) | 670 |
| 延床面積 (㎡) | 3,030 |
| 外構面積 (㎡) | 2,550 |

※現敷地及び拡張面積は、既存図面等に基づいた概略の計測である。正確な面積を計測するためには別途測量等が必要である。

※パターン5の既存小学校給食センターは、学校給食衛生基準を遵守し、かつ食数に応じた施設に改修するため、全面的な間取りや室面積の見直し（食数に応じた管理区分ごとの区画や諸室の再設置等）等が必要となり、増床要因があることから、新築する場合と同じ面積まで増築することを想定して床面積を設定した。

(2) 設計、工事監理費

設計、工事監理費は、国交省告示第98号に定める算出式により、下表のとおり算出した。

| 項目 | 規模 (食/日) | 延床面積 (㎡) | 設計、工事監理費 (千円) |
|-------|-------------|-------------|------------------|
| パターン1 | 2,000 | 1,840 | 40,081 |
| パターン2 | 3,000 | 2,410 | 48,508 |
| パターン3 | 5,000 | 3,030 | 57,122 |
| パターン4 | 7,500 | 3,310 | 60,757 |
| パターン5 | 5,000 | 3,030 | 39,986 |

※パターン5は、設計は実施設計のみ実施し、工事監理も一部業務を省略できるものとして、新設の場合の70%とした。

(3) 建設費

建設費は建物整備費、外構整備費、排水処理施設整備費に分け算出した。

a) 建物整備費

建設費は、先行事例に基づき学校給食センターの整備に要した建設費の建設単価に近年の上昇率を考慮した単価を設定し、延床面積を乗じることにより、下表のとおり算出した。

| 項目 | 規模 (食/日) | 延床面積 (㎡) | 単価 (千円/㎡) | 建物整備費 (千円) |
|-------|-------------|-------------|--------------|---------------|
| パターン1 | 2,000 | 1,840 | 948 | 1,744,320 |
| パターン2 | 3,000 | 2,410 | | 2,284,680 |
| パターン3 | 5,000 | 3,030 | | 2,872,440 |
| パターン4 | 7,500 | 3,310 | | 3,137,880 |
| パターン5 | 5,000 | 3,030 | 759 | 2,299,771 |

※パターン5の既存小学校給食センターは、学校給食衛生管理基準に対応した施設に改修することを前提とした。なお、既存小学校給食センターは、ドライシステム対応になっていない、汚染・非汚染作業区域や一般区域等の管理区分が明確に区分されていない等、学校給食衛生管理

基準に対応している施設でない。そのため、管理区分に応じた全面的な間取りの見直しや新たな諸室設置等が必要となること、それ以外にも老朽化が進んでいること等の理由により、躯体以外（間仕切、仕上、設備等）を全面的に改修することを想定し、躯体費を除く単価として新設の単価の80%とした。

b) 外構整備費

外構整備費は新営予算単価に外構面積を乗じることで、下表のとおり算出した。

| 項目 | 規模 (食/日) | 外構面積 (㎡) | 単価 (千円/㎡) | 外構整備費 (千円) |
|-------|-------------|-------------|--------------|---------------|
| パターン1 | 2,000 | 2,570 | 21 | 53,970 |
| パターン2 | 3,000 | 2,750 | | 57,750 |
| パターン3 | 5,000 | 5,960 | | 125,160 |
| パターン4 | 7,500 | 6,080 | | 127,680 |
| パターン5 | 5,000 | 2,550 | | 53,550 |

c) 排水処理施設整備費

センター方式は新たに排水処理施設を整備する必要があるため、先行事例を基に、下表のとおり算出した。

| 項目 | 規模 (食/日) | 排水処理施設整備費 (千円) |
|-------|-------------|-------------------|
| パターン1 | 2,000 | 50,000 |
| パターン2 | 3,000 | 50,000 |
| パターン3 | 5,000 | 90,000 |
| パターン4 | 7,500 | 90,000 |
| パターン5 | 5,000 | 90,000 |

(4) 調理設備機器調達設置費

調理設備機器調達設置費は、調理設備企業の見積を元に設定し、下表のとおり算出した。

| 項目 | 規模 (食/日) | 調理設備機器調達設置費 (千円) |
|-------|-------------|---------------------|
| パターン1 | 2,000 | 396,535 |
| パターン2 | 3,000 | 482,508 |
| パターン3 | 5,000 | 701,443 |
| パターン4 | 7,500 | 873,367 |
| パターン5 | 5,000 | 561,154 |

※パターン5は、一部既存の調理設備を利用できることを想定し、新設の調理設備機器調達設置費の80%とした。

(5) 調理備品・食器食缶調達費

調理備品・食器食缶調達費は、調理設備企業の見積を元に設定し、下表のとおり算出した。

| 項目 | 規模 (食/日) | 調理設備機器調達設置費 (千円) |
|--------|-------------|---------------------|
| パターン 1 | 2,000 | 36,285 |
| パターン 2 | 3,000 | 54,427 |
| パターン 3 | 5,000 | 98,058 |
| パターン 4 | 7,500 | 139,835 |
| パターン 5 | 5,000 | 98,058 |

(6) 什器備品調達費

什器備品調達費は、先行事例を元に設定し、下表のとおり算出した

| 項目 | 規模 (食/日) | 什器備品調達費 (千円) |
|--------|-------------|-----------------|
| パターン 1 | 2,000 | 10,000 |
| パターン 2 | 3,000 | 10,000 |
| パターン 3 | 5,000 | 10,000 |
| パターン 4 | 7,500 | 10,000 |
| パターン 5 | 5,000 | 10,000 |

(7) 配送車両調達費

センター方式における配送車両は新規購入となるため、先行事例より 7,000(千円/台)とし、1.5 校/台として、下表のとおり算出した。

| 項目 | 規模 (食/日) | 配送校数 (校) | 配送車台数 (台) | 配送車両調達費 (千円) |
|--------|-------------|-------------|--------------|-----------------|
| パターン 1 | 2,000 | 4 | 3 | 21,000 |
| パターン 2 | 3,000 | 6 | 4 | 28,000 |
| パターン 3 | 5,000 | 14 | 10 | 70,000 |
| パターン 4 | 7,500 | 20 | 14 | 98,000 |
| パターン 5 | 5,000 | 14 | 10 | 70,000 |

(8) 配膳室改修及び小荷物昇降機設置費

各中学校の既存教室等を給食受け入れのための配膳室に改修するほか、給食運搬のための小荷物昇降機を各中学校に 1 台設置することを想定し、現地調査に基づき必要費用を積み上げ、下表のとおり算出した。

| 項目 | 規模 (食/日) | 配膳室改修対象校 (校) | 配送車両調達費 (千円) |
|--------|-------------|-----------------|-----------------|
| パターン 1 | 2,000 | 4 | 251,927 |
| パターン 2 | 3,000 | 6 | 407,307 |
| パターン 3 | 5,000 | 0 | 0 |
| パターン 4 | 7,500 | 6 | 407,307 |
| パターン 5 | 5,000 | 0 | 0 |

(9) 運営費

運営費は運営企業の見積りより、調理・洗浄等業務費、配膳業務費、配送・回収業務費、光熱水費に分けて算出した。

a) 調理・洗浄等業務費

調理・洗浄等業務費は、本検討に合わせて徴収した運営企業の見積りを基に、下表のとおり算出した。

| 項目 | 規模 (食/日) | 調理・洗浄等業務費 (単年 (千円/年)) | 調理・洗浄等業務費 (15年 (千円)) |
|-------|-------------|--------------------------|-------------------------|
| パターン1 | 2,000 | 83,916 | 1,258,740 |
| パターン2 | 3,000 | 102,261 | 1,533,915 |
| パターン3 | 5,000 | 160,889 | 2,413,341 |
| パターン4 | 7,500 | 233,477 | 3,502,155 |
| パターン5 | 5,000 | 160,889 | 2,413,341 |

※パターン5は、学校給食衛生管理基準に基づいた施設に改修して運用するため、パターン3と同じ業務条件・業務量となることから、業務費はパターン3と同額とした。(以下、運営費については同じ。)

b) 配膳業務費

配膳員は1校2名配置するものとし、本検討に合わせて徴収した運営企業の見積りを基に、下表のとおり算出した。

| 項目 | 規模 (食/日) | 対象校数 (校) | 配膳員数 (名) | 配膳業務費 (単年 (千円/年)) | 配膳業務費 (15年 (千円)) |
|-------|-------------|-------------|-------------|----------------------|---------------------|
| パターン1 | 2,000 | 4 | 8 | 12,133 | 181,995 |
| パターン2 | 3,000 | 6 | 12 | 18,178 | 272,670 |
| パターン3 | 5,000 | 14 | 28 | 42,327 | 634,905 |
| パターン4 | 7,500 | 20 | 40 | 60,467 | 907,005 |
| パターン5 | 5,000 | 14 | 28 | 42,327 | 634,905 |

c) 配送・回収業務費

配送・回収員は1台1人配置するものとし、本検討に合わせて徴収した運営企業の見積りを基に、下表のとおり算出した。

| 項目 | 規模 (食/日) | 配送・回収員数 (名) | 配送・回収業務費 (単年 (千円/年)) | 配送・回収業務費 (15年 (千円)) |
|-------|-------------|----------------|-------------------------|------------------------|
| パターン1 | 2,000 | 3 | 21,967 | 329,505 |
| パターン2 | 3,000 | 4 | 23,073 | 346,093 |
| パターン3 | 5,000 | 10 | 70,890 | 1,063,350 |
| パターン4 | 7,500 | 14 | 99,125 | 1,486,875 |
| パターン5 | 5,000 | 10 | 70,890 | 1,063,350 |

d) 光熱水費

光熱水費は、本検討に合わせて徴収した運営企業の見積りを基に、下表のとおり算出した。

| 項目 | 規模 (食/日) | 光熱水費 (単年 (千円/年)) | 光熱水費 (15年 (千円)) |
|--------|-------------|---------------------|--------------------|
| パターン 1 | 2,000 | 22,633 | 339,495 |
| パターン 2 | 3,000 | 34,750 | 521,250 |
| パターン 3 | 5,000 | 62,404 | 936,058 |
| パターン 4 | 7,500 | 96,642 | 1,449,630 |
| パターン 5 | 5,000 | 62,404 | 936,058 |

(10) 維持管理費

a) 保守管理業務費

警備、清掃、点検、外構保守管理業務を対象として、先行事例に基づき学校給食センターの保守管理に要した単価に延床面積を乗じることにより、下表のとおり算出した

| 項目 | 規模 (食/日) | 延床面積 (㎡) | 単価 (千円/㎡) | 保守管理業務費 (単年 (千円/年)) | 保守管理業務費 (15年 (千円)) |
|--------|-------------|-------------|--------------|------------------------|-----------------------|
| パターン 1 | 2,000 | 1,840 | 5 | 9,200 | 138,000 |
| パターン 2 | 3,000 | 2,410 | | 12,050 | 180,750 |
| パターン 3 | 5,000 | 3,030 | | 15,150 | 227,250 |
| パターン 4 | 7,500 | 3,310 | | 16,550 | 248,250 |
| パターン 5 | 5,000 | 3,030 | | 15,150 | 227,250 |

b) 修繕等費

建物修繕、調理設備修繕・更新、調理備品更新（食器・食缶を含む）を対象とし、先行事例に基づき修繕等費の割合等を設定して、下表のとおり算定した。

| 項目 | 規模 (食/日) | 費目 | 修繕等費 (単年 (千円/年)) | 修繕等費 (15年 (千円)) |
|--------|-------------|---------|---------------------|--------------------|
| パターン 1 | 2,000 | 建物修繕 | 6,396 | 95,940 |
| | | 調理設備修繕等 | 7,930 | 118,955 |
| | | 調理備品更新 | 4,826 | 72,390 |
| | | 小計 | 19,152 | 287,285 |
| パターン 2 | 3,000 | 建物修繕 | 8,377 | 125,655 |
| | | 調理設備修繕等 | 9,650 | 144,755 |
| | | 調理備品更新 | 7,239 | 108,585 |
| | | 小計 | 25,266 | 378,995 |
| パターン 3 | 5,000 | 建物修繕 | 10,532 | 157,980 |
| | | 調理設備修繕等 | 14,029 | 210,430 |
| | | 調理備品更新 | 13,042 | 195,630 |
| | | 小計 | 37,603 | 564,040 |
| パターン 4 | 7,500 | 建物修繕 | 11,505 | 172,580 |
| | | 調理設備修繕等 | 17,467 | 262,010 |
| | | 調理備品更新 | 18,598 | 278,970 |
| | | 小計 | 47,570 | 713,560 |
| パターン 5 | 5,000 | 建物修繕 | 10,532 | 157,980 |
| | | 調理設備修繕等 | 14,029 | 210,430 |
| | | 調理備品更新 | 13,042 | 195,630 |
| | | 小計 | 37,603 | 564,040 |

※パターン 5 は、新設と同様の水準に改修することを想定し、パターン 3 と同じ修繕等費とした。

9.1.3. 概算事業費のまとめ

各費用の算定結果を整理すると以下のとおりとなる。

(税込) (単位：億円)

| 事業費 | | A 案 | | | | B 案 | | C 案 | D 案 | |
|-----------------------------|----------------|--------------|--------------|-------------------------|---------------------------|-------------------------|---------------------------|--------------------------|-------------------------|-------------------------|
| | | 給食室 新設 | | 中学校 給食センタ ー 新設 | 既存小学校 給食センタ ー 改修 | 中学校 給食センタ ー 新設 | 既存小学校 給食センタ ー 改修 | 小中学校 給食センタ ー 新設 | 中学校 給食センタ ー 新設 | 小学校 給食センタ ー 新設 |
| | | 南桑中 350 食 | 東輝中 550 食 | 2000 食 | 5000 食 | 3000 食 | 5000 食 | 7500 食 | 3000 食 | 5000 食 |
| イニシャルコスト | 計 (A) | 74.13 | | | | 73.10 | | 54.39 | 81.92 | |
| | 小計 (a) | 4.52 | 5.51 | 28.65 | 35.45 | 37.65 | 35.45 | 54.39 | 37.65 | 44.27 |
| 開業準備費 (B) | 計 (B) | 0.49 | | | | 0.44 | | 0.22 | 0.44 | |
| | 小計 (b) | 0.02 | 0.03 | 0.22 | 0.22 | 0.22 | 0.22 | 0.22 | 0.22 | 0.22 |
| ランニングコスト | 計 (C) | 103.39 | | | | 98.99 | | 91.38 | 99.80 | |
| | 小計 (c) | 5.35 | 6.73 | 27.89 | 63.42 | 35.57 | 63.42 | 91.38 | 35.57 | 64.23 |
| 小計 (a+b+c) | | 9.89 | 12.27 | 56.76 | 99.09 | 73.44 | 99.09 | 145.99 | 73.44 | 108.72 |
| 概算事業費 (税込) (15 年間：A+B+C) | | 178.01 | | | | 172.53 | | 145.99 | 182.16 | |
| 財源内訳 | 交付金 | 0.32 | 0.40 | 1.36 | 0.00 | 1.96 | 0.00 | 4.23 | 1.96 | 2.92 |
| | 市支出 (起債・一般財源等) | 9.57 | 11.87 | 55.40 | 99.09 | 71.48 | 99.09 | 141.76 | 71.48 | 105.80 |
| | 小計 | 9.89 | 12.27 | 56.76 | 99.09 | 73.44 | 99.09 | 145.99 | 73.44 | 108.72 |
| | 交付金 計 (d) | 2.08 | | | | 1.96 | | 4.23 | 4.88 | |
| | 市支出 計 (e) | 175.93 | | | | 170.57 | | 141.76 | 177.28 | |

※上表にはセンター方式を実施する場合の土地取得費用、造成費用は含まれていない。

上表より、定量評価は C 案が 15 年間で約 146 億円と最も費用を抑えることができる結果となった。

次いで、B 案が約 173 億円、A 案が約 178 億円、D 案が約 182 億円と最も費用が高くなる結果となった。

9.2. 定性的評価

組み合わせ案について、基本方針に係る適否の評価を行った結果、以下のとおりとなった。

| 項目 | | A案 自校調理方式+ センター方式 (中・新設/小・改 修) | B案 センター方式① (中・新設/小・改 修) | C案 センター方式② (中小・新設) | D案 センター方式③ (中・新設/小・新 設) |
|---|---|--|--|---|--|
| 基本方針1 完全給食、全員給食の早期 実現 | | △ ・新中学校センタ ーの敷地の確 保が必要 ・既存センターの 改修工事中は 給食調理が中 断 | △ ・新中学校センタ ーの敷地の確 保が必要 ・既存センターの 改修工事中は 給食調理が中 断 | ○ ・新小中給食セ ンター新設に 必要な面積の 隣接地の確保 が必要 | ○ ・新中学校センタ ーの敷地の確 保が必要 ・新小学校センタ ー新設に必要 な面積の隣接 地の確保が必 要 |
| 基本方針 2 安全で安 心な学校 給食の提 供 | (1) 適切な衛 生環境の 構築 | △ ・分散した衛生 管理となるた め、事故(食中 毒等)発生リ スクあり | ○ ・分散した衛生 管理となるた め、事故(食中 毒等)発生リ スクあり | ◎ ・1施設での集中 管理となるた め、衛生管理 がしやすい | ○ ・分散した衛生 管理となるた め、事故(食中 毒等)発生リ スクあり |
| | (2) 徹底した 衛生管理 を行える 調理・洗浄 等業務環 境の構築 | ○ ・既存センターは 構造等の制約 があるため、 十分な改修が できない可能 性あり | ○ ・既存センターは 構造等の制約 があるため、 十分な改修が できない可能 性あり | ◎ ・新規整備となる ため構造等の 制約が少なく、 望ましい計画 が可能 | ◎ ・新規整備となる ため構造等の 制約が少なく、 望ましい計画 が可能 |
| | (3) 食物アレ ルギー対 応 | ○ ・同上 | ○ ・同上 | ◎ ・同上 | ◎ ・同上 |
| 基本方針 3 栄養バラ ンスの優 れた魅力 的な学校 給食 | (1) 中学生に ふさわしい 献立 | ○ ・同上 | ○ ・同上 | ◎ ・同上 | ◎ ・同上 |
| | (2) 健全な食 生活の基 礎づくり | ○ ・市が主体で取 り組む必要あ り | ○ ・市が主体で取 り組む必要あ り | ○ ・市が主体で取 り組む必要あ り | ○ ・市が主体で取 り組む必要あ り |
| | (3) 適温での 提供 | ○ ・センター方式 は、配送時間 が生じるの で、保温食缶 を活用 | ○ ・センター方式 は、配送時間 が生じるの で、保温食缶 を活用 | ○ ・センター方式 は、配送時間 が生じるの で、保温食缶 を活用 | ○ ・センター方式 は、配送時間 が生じるの で、保温食缶 を活用 |

| 項目 | | A 案 自校調理方式+ センター方式 (中・新設/小・改 修) | B 案 センター方式① (中・新設/小・改 修) | C 案 センター方式② (中小・新設) | D 案 センター方式③ (中・新設/小・新 設) |
|---------------------------------|--------------------------------|--|--|--|--|
| 基本方針 4 持続可能な学校給 食の提供 | (1) 経済性、 合理性 | △ ・4 施設の分散 投資・管理と なり効果に劣 る | ○ ・2 施設の分散 投資・管理と なりやや効果 に劣る | ◎ ・1施設の集中投 資・管理となり 効果に優れる | △ ・新設の 2 施設 整備であり、非 常に経済性に劣 る |
| | (2) 将来的な 生徒数の 増減への 対応 | △ ・自校方式及び センター2 施 設であること から、柔軟性 に劣る | ○ ・センター2 施設 であることか ら、やや柔軟 性に劣る | ◎ ・センター1 施設 で集中運用して いるため、調理 員数の調整等、 柔軟に対応しや すい | ○ ・センター2 施設 であることか ら、やや柔軟 性に劣る |
| 基本方針 5 食育・地 産地消の 推進 | (1) 生きた教 材としての 学校給食 | ○ ・センター方式 は、調理員と 交流を図りに くい | ○ ・調理員と交流 を図りにくい | ○ ・調理員と交流 を図りにくい | ○ ・調理員と交流 を図りにくい |
| | (2) 地域とつ ながる学 校給食 | ○ ・生産者等との 連携や仕組み づくりが必要 | ○ ・生産者等との 連携や仕組み づくりが必要 | ○ ・生産者等との 連携や仕組み づくりが必要 | ○ ・生産者等との 連携や仕組み づくりが必要 |

【凡例】◎：評価項目に適しており、特に優れている/○：評価項目に適している/△：評価項目に適しているが、基本理念の実現に課題を有している。

10. 事業スケジュール（案）

全員給食の導入に向けた事業スケジュールの一例としては、以下のとおりである。

| 組み合わせ案 | | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | |
|--------|-----------------|-------------|---------------|-------------|-------|-------|-------|------|
| A案 | 給食調理室(新設) | 学校給食基本方針の策定 | 民間給食基本導入可能性調査 | 学校給食実施方針の策定 | 入札・設計 | 入札・改築 | 導入準備 | |
| | 中学校給食センター(新設) | | | | 用地選定 | 入札・設計 | 入札・建設 | 導入準備 |
| | 既存小学校給食センター(改修) | | | | 入札・設計 | 入札・改修 | 改修 | 導入準備 |
| B案 | 中学校給食センター(新設) | | | | 用地選定 | 入札・設計 | 入札・建設 | 導入準備 |
| | 既存小学校給食センター(改修) | | | | 入札・設計 | 入札・改修 | 改修 | 導入準備 |
| C案 | 小中学校給食センター(新設) | | | | 用地選定 | 入札・設計 | 入札・建設 | 導入準備 |
| D案 | 中学校給食センター(新設) | | | | 用地選定 | 入札・設計 | 入札・建設 | 導入準備 |
| | 小学校給食センター(新設) | | | | 用地選定 | 入札・設計 | 入札・建設 | 導入準備 |

※「既存小学校給食センター(改修)」、「小学校給食センター(新築)」については中学校給食実施への影響がないため、現給食センターの耐用年数や財政出動の平準化等を考慮し、事業年度を判断する。

※年度別スケジュールについては用地選定の難航など不測の事態が生じた場合は変更が生じる。

11. まとめ（組み合わせ案における評価）

ここまで示した通り、様々な観点から調査（分析）を行った結果、それらを踏まえ、実現可能性の高いと判断した方式の組合せ（案）を検討し、さらにそれぞれの優位性を評価したところである。

以下は、それぞれの案を評価した結果である。

A 案については、新敷地の確保が必要なことや既存センターの改修中は給食調理が中断するほか、施設が4つとなるため、分散した衛生管理となり事故（食中毒等）発生リスクがあること、分散投資・管理となるため経済性、合理性に劣ることが課題として挙げられる。

B 案についても、新敷地の確保が必要なことや既存センターの改修中は給食調理が中断するほか、施設が2つとなるため、分散した衛生管理となり事故（食中毒等）発生リスクがあること、分散投資・管理となるため経済性、合理性に劣ることが課題として挙げられる。

C 案については、拡張敷地の確保が必要なことが課題として挙げられるが、他案と比較してその他の課題は少ない。

D 案については、新敷地と拡張敷地の確保が必要なことのほか、分散した衛生管理となり事故（食中毒等）発生リスクがあること、分散投資・管理となるため経済性、合理性に劣ること、新設の2施設の整備となるため、非常に経済性に劣ることが特に課題として挙げられる。

以上の内容から見て、総合的な観点から検証した結果、各組み合わせ案について、定量評価において財政的にも長けており、かつ定性評価においても最も評価の高い小・中学校一体型の給食センターを新設するC案が亀岡市における、学校給食事業を推進するにあたり優位性のある組み合わせ案であると考えられるところである。